

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について

平成 23 年 11 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正（案）について、平成 23 年 10 月 14 日から 10 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（3 件 2 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
1	第 23 条 の 2	発行会社への要請について、国内募集のみならず海外募集の場合も入れていただきたい。 英文目論見書の取扱いについても業界基準を作っていただきたいため。	海外募集の場合については、第 37 条の規定により、発行者に対してこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請することとなるものと考えます。
2	第 38 条	会員である金融商品取引業者が、非居住者である顧客に対して、金商業等府令第 123 条第 1 項第 26 号の通知を行った場合には、当該規定の対象になるか否かを確認させていただきたい。	御照会の場合については、第 38 条の対象となります。
3	第 38 条	通知義務までにとどめていただきたい。 書面/電磁的方法での通知までは検証可能であるが、説明については検証できず実効性につき担保できないため。	本規定は、説明するよう努めることを求めるものであり、説明を行ったことの記録や検証を求めるものではありません。

以 上